

【別紙】脆弱性評価結果

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1

住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

①市有建築物の耐震化

・地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民・利用者の安全と市役所業務の継続性を確保するため、更なる耐震化が必要である。

②市営住宅の耐震化

・旧耐震基準により建設された市営住宅について、入居者の生命、安全を確保するため、早急な建て替えを実施し、耐震性を確保する必要がある。

③道路橋梁の耐震化

・地震発生後に、救命救助活動や支援物資の輸送を担う交通路の通行機能の確保のため橋梁の耐震化が必要である。

④民間住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等撤去の促進

・地震発生時に、市民の生命及び財産を守るため、旧耐震基準の民間住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。  
・道路利用者等の安全確保のため、道路等に面する危険なブロック塀等の撤去を促進する必要がある。

⑤国・府・市有建築物のブロック塀撤去の促進

・地震発生時に、道路通行者等の安全を確保するため、市内にある公共施設等の危険なブロック塀等の撤去を促進する必要がある。

⑥学校施設の安全対策

・地震等災害発生時に、児童・生徒の安全確保と学校施設の被害を軽減するため、学校施設の老朽化に伴う外壁等の非構造部材やブロック塀の撤去等の安全対策が必要である。

⑦被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備

・地震発生時に、余震等による被災建築物等の倒壊、建築物の一部落下等から生ずる二次被害を防止し、市民の安全確保や被害の軽減を図るため、危険度判定体制を充実することが必要である。

⑧液状化マップの周知・啓発

- ・地震発生時に、液状化による地盤被害の軽減及び液状化被害リスクの周知・啓発により住宅や公共施設等の被害の軽減を図る必要がある。

⑨地震ハザードマップの周知・啓発

- ・大規模地震発生時に起こりうる建物倒壊等の危険性について、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるため、地震ハザードマップを市民に周知する必要がある。

⑩消防団の活動強化

- ・消防団を中心とした地域防災力の強化に向け、大規模自然災害に対応するため、防災資機材の充実や消防団の安定した活動を確保するなど効果的な取組を支援することが必要である。

⑪「避難行動要支援者」支援の充実

- ・高齢者、障がい者等の避難行動要支援者は、自らの力で避難することが困難であり、災害発生時に避難行動の遅れ等による死傷者の発生を防ぐため、避難支援等関係者による情報伝達や避難支援・安否確認体制の整備が必要である。

⑫鉄道施設の防災対策

- ・地震発生後に防災拠点へのアクセスを確保し、救命救急活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、広域緊急交通路と交差する鉄道施設の耐震化を図る必要がある。

⑬大規模盛土造成地マップの高度化

- ・大規模地震などに備え、市民に大規模盛土造成地が身近にあることを知ってもらい、普段から宅地の状況に目を配り、災害の防止や被害の軽減につなげる必要がある。

⑭学校における防災教育の徹底と児童生徒等の安全確保の充実

- ・児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるように、小中学校における実践的な安全教育・防災教育が必要である。
- ・地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練等を実施する必要がある。

⑮市民の防災意識の向上

- ・ 自助・共助力の向上を図るため、市民、事業者、防災関係機関と連携を図り、市民避難訓練や防災講演会などを通じて、一過性の取組とならないよう防災意識の向上を図ることが必要である。

⑯公園の適正な維持管理

- ・ 自然災害発生時に防災拠点や避難地として公園を安全・確実に利用できるよう、各種公園施設について、定期的な点検等を実施し、不具合が発見された場合は早急に解消しておく必要がある。

⑰空家等の対策

- ・ 管理不全の空き家が、災害時に損壊し放置されたままであれば、その後周囲を巻き込んで倒壊する恐れもあるため、市民の安全・安心の確保に努めるための対策を講じる必要がある。

1-2

不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

① 防火地域等の指定促進

- ・ 都市の不燃化を促進するため、防火・準防火地域の指定を進めることが必要である。

② 消防用水の確保対策

- ・ 地震発生時に、火災による被害を軽減するため、河川、ため池、農業用水路などの自然水利や、学校のプールなど使用可能な消防用水を確保する必要がある。

③ 救急救命士の養成・能力向上

- ・ 自然災害発生時に救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、救急救命士を計画的に養成する必要がある。
- ・ 平成 26 年 4 月より救急救命士の処置できる特定行為が拡大されたため、緊急時に拡大された特定行為の処置ができる救急救命士の養成が必要である。

④ 消防団の活動強化 （評価結果は 1-1⑩ に記載）

⑤ 空家等の対策 （評価結果は 1-1⑰ に記載）

⑥防災拠点の整備と広域避難地等の確保

- ・地震発生後に、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民等の安全を確保し、避難することができる広域避難地の整備が必要である。
- ・広域避難地や後方支援活動拠点として、災害時の安全・確実な避難を支援するための施設整備が必要である。

⑦市民の防災意識の向上（評価結果は 1-1⑮ に記載）

⑧市町村消防の広域化

- ・自然災害発生時に、市民の救出救助活動が円滑に行われるよう、隣接市の消防と連携する体制を整備する必要がある。

1-3

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

①長期湛水の早期解消

- ・国や府、沿川自治体などの関係機関と連携し、社会全体で洪水に備える対策を計画的に取り組む必要がある。

②治水対策、豪雨時の冠水対策

- ・近年頻発する集中豪雨に対して、雨水貯留施設等のハード対策と自助・共助の取組を支援するソフト対策を組み合わせ、浸水被害の軽減に取り組む必要がある。

② 下水道施設等の老朽化対策

- ・敷設後 30 年を経過し、道路陥没などのリスクが高まる管路施設や耐用年数を迎えているポンプ場施設等の老朽化対策に取り組む必要がある。

④地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化対策

- ・洪水等による水害の警戒・防御及び被害の軽減を行う水防活動に備えるため、必要な体制・資機材を整備し、効果的な取組を支援することが必要である。

⑤雨量水位テレメータの管理

- ・ゲリラ豪雨等による災害の未然防止、被害を軽減することができるように、河川・水路の水位情報を把握するため、雨量水位等に関する情報を迅速に収集する必要がある。

⑥要配慮者利用施設の避難体制の確保

- ・要配慮者が利用する施設において、自然災害発生時に迅速かつ円滑に避難できるよう、施設の種別や立地条件等の実態に即した避難確保計画が作成されるよう支援する必要がある。
- ・社会福祉施設入所者や通所サービス等の施設利用者が迅速かつ円滑に避難できるよう、非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施状況について、実地指導等において確認し、的確な指導を行う必要がある。
- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成することが義務付けられているため、早期に計画が作成されるよう支援する必要がある。

⑦市民の防災意識の向上（評価結果は 1-1⑮ に記載）

⑧ため池の防災・減災対策

- ・近年頻発する集中豪雨や大規模地震などの自然災害に対応するため、関係機関と連携し、ため池ハザードマップの作成など防災・減災対策を総合的に取り組む必要がある。

⑨他機関連携・コミュニティタイムラインの策定

- ・大規模災害が発生することを前提として本市に係る防災関係機関が、共通の時間軸（タイムライン）に沿って具体的な災害対応の行動をあらかじめ明確にし、災害時に迅速な防災行動を行えるようにしておくことが必要である。

⑩風水害・土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断・伝達

- ・水害・土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるように避難勧告等の判断・伝達マニュアルを常に最新の状態に整備し、的確に避難勧告等の判断・伝達を行うことが必要である。

⑪「避難行動要支援者」支援の充実（評価結果は 1-1⑩ に記載）

## 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

## ①土砂災害対策

- ・土砂災害から人命を守るには、ハザードマップの作成や家屋の移転等に関する費用の一部助成などの「逃げる」「凌ぐ」施策であるソフト対策と、「防ぐ」施策である施設の整備などのハード対策を効果的・効率的に組み合わせて実施することが必要である。
- ・市民に土砂災害発生リスクを周知するため、ハザードマップを配布するなど、防災知識の向上に取り組む必要がある。

## ②居住の誘導

- ・安全・安心な居住環境を確保するため、土砂災害等のリスクがある区域については、居住誘導区域から除外する必要がある。

## ③森林の保全

- ・森林等の被害による国土の荒廃を防ぐため、森林等の早期復旧、土砂災害対策、山地災害対策、森林整備などの施策が必要である。
- ・平成30年台風第21号による森林内の多数の倒木により、二次災害が発生しないように倒木被害の早期復旧を図る必要がある。

## ④地域版ハザードマップの作成・周知

- ・本市北部の中山間地域での土砂災害に対する地域防災力の向上や孤立対策を図るため、土砂災害警戒区域や過去の災害危険箇所、避難経路等を地域住民に周知することが必要である。

## ⑤市民の防災意識の向上（評価結果は 1-1⑮ に記載）

## ⑥風水害・土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断・伝達

（評価結果は 1-3⑩ に記載）

## 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1

#### 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

##### ① 食料や燃料等の備蓄及び集配体制の構築

- ・ 救援物資の不足に備え、必要物資を事前に備えるとともに、避難所までの物資配送が可能となる体制を整備する必要がある。

##### ② 道路施設の長寿命化

- ・ 国が策定したインフラ長寿命化基本計画を踏まえた個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルの構築、維持管理に要するライフサイクルコストの最適化に取り組む必要がある。

##### ③ 都市計画道路の整備

- ・ 防災活動を支える市内の道路ネットワークを構築するため、都市計画道路の整備を推進する必要がある。

##### ④ 道路の新設、改良、拡幅

- ・ 必要な道路の新設、既設道路の改良（拡幅・歩道設置等）、交差点の改良、道路のバリアフリー化の整備を計画的に行うことにより、災害時に円滑に利用できる道路を整備しておく必要がある。

##### ⑤ 道路橋梁の耐震化（評価結果は 1-1③ に記載）

##### ⑥ 水道施設の耐震化や計画的更新

- ・ 自然災害による被災を最小限にとどめ、迅速な復旧が可能となるよう、基幹管路等の耐震化や老朽管の解消及び経年劣化による脆弱な水道施設の更新を計画的に推進する必要がある。

##### ⑦ 災害時の情報収集・共有

- ・ 自然災害発生時に、災害対策本部と避難所との情報共有を図り、避難所生活者や地域住民に、迅速かつ正確に必要な情報を発信できるようにする必要がある。

⑧地域との連携による応急給水体制の整備

- ・自然災害発生後の水道断水地域における飲料水については、応急給水栓等の活用や地域住民の手による応急給水活動が実施できる体制を整備する必要がある。

⑨避難所の確保と運営体制の確立

- ・被災者の避難生活を支援するため、必要な避難所の確保や受入れ体制の整備が必要である。
- ・スムーズな避難誘導や避難所生活の質の確保等に向け、各地区での「避難所運営マニュアル」を地区防災会と連携して作成する必要がある。

⑩福祉避難所の確保

- ・自然災害発生後に、一次避難所での生活が特に困難な要援護者を対象とした福祉避難所（二次避難所）を円滑に開設・運営することができる体制を整備する必要がある。

⑪農道の整備

- ・自然災害発生時の避難路、輸送路として活用するため、基幹的な農道の整備を行う必要がある。

⑫道路の無電柱化

- ・電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、無電柱化を推進する必要がある。

⑬沿道建築物の耐震化

- ・自然災害発生時の物資輸送時に道路機能の確保のため、緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断義務化路線を指定し、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

⑭迅速な道路啓開の実施

- ・自然災害発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能を確保する必要がある。

2-2

多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

①道路橋梁の耐震化（評価結果は 1-1③ に記載）

②道路の無電柱化（評価結果は 2-1⑫ に記載）



③沿道建築物の耐震化（評価結果は 2-1⑬ に記載）

④地域版ハザードマップの作成・周知（評価結果は 1-4④ に記載）

⑤迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1⑭ に記載）

## 2-3

### 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### ①緊急消防援助隊の受入体制の強化

- ・自然災害発生後に、市民の救出救助活動が円滑に行われるよう、府内消防機関と連携し、緊急消防援助隊の受入体制を確保することが必要である。

#### ②救出救助活動体制の充実・強化

- ・大規模自然災害時に、効果的な救出救助活動を行うため、救出救助に必要な資機材を更新・整備するとともに、迅速的確な活動により被災者の救出救助ができる体制の整備が必要である。

③消防団の活動強化（評価結果は 1-1⑩ に記載）

④救急救命士の養成・能力向上（評価結果は 1-2③ に記載）

⑤防災拠点と広域避難地等の確保（評価結果は 1-2⑥ に記載）

⑥道路の無電柱化（評価結果は 2-1⑫ に記載）

⑦沿道建築物の耐震化（評価結果は 2-1⑬ に記載）

⑧道路橋梁の耐震化（評価結果は 1-1③ に記載）

## 2-4

### 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

#### ① 帰宅困難者の対策

- ・交通機関途絶時において、大量に発生する帰宅困難者が安全に帰宅できない恐れがあり、市内で就業する事業者、雇用者の安全確保のため、帰宅困難者への対策が必要である。
- ・帰宅困難者が多数集中し、混乱が危惧される駅周辺について、鉄道事業者等と連携し混乱防止策を確立することが必要である。

#### ② 鉄道施設の防災対策（評価結果は 1-1⑫ に記載）

#### ③ 事業継続力支援強化計画の策定

- ・大規模自然災害発生後に、中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう中小企業の主体的な事業継続計画の策定を支援するために、セミナー開催等の啓発事業を展開することが必要である。

## 2-5

### 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

#### ① 医薬品等の確保及び配給体制の整備

- ・大規模自然災害発生時に、救護所等で必要とされる医薬品が安定的に供給されるように、医療関係機関と連携して必要量の確保や配給体制の整備を図ることが必要である。

#### ② 災害時の医療救護活動

- ・大規模自然災害発生時に、多数の負傷者への医療救護活動を確保できる体制を整備する必要がある。

#### ③ 救急救命士の養成・能力向上（評価結果は 1-2③ に記載）

#### ④ 道路の無電柱化（評価結果は 2-1⑫ に記載）

#### ⑤ 沿道建築物の耐震化（評価結果は 2-1⑬ に記載）

#### ⑥ 道路橋梁の耐震化（評価結果は 1-1③ に記載）

## 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

## ①下水道BCPの運用

- ・下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであるため、自然災害発生時にもその機能の維持または早期回復を図る必要がある。

## ②被災地域の食品衛生監視活動

- ・自然災害発生後に、被災地域で衛生的な食品の取扱いが行われないことによる食中毒の発生を防ぐため、平常時から食品衛生に関する意識の向上及び食中毒の発生の未然防止を図ることを目的とした、食品関係施設への食品等の取扱いに関する衛生指導及び消費者への啓発が必要である。

## ③健康危機発生時における検査業務の協力体制の強化

- ・自然災害発生後に、感染症、食中毒等の健康危機事象が発生し、本市のみでは検査業務の実施が困難な場合に備え、関係機関との相互協力体制の確立・強化が必要である。

## ④ご遺体の適切処理

- ・大規模自然災害により多数の犠牲者が発生し、平常時に使用している火葬場の火葬能力やご遺体の安置場所・搬送等が不足する事態が想定されることから、事業者等と連携して体制を整備する必要がある。

## ⑤し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

- ・自然災害発生後に、関係施設が被害を受けた場合や避難所等に仮設トイレを設置する場合に、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理できるよう関係機関や事業者等との連携が必要である。

## ⑥災害時の医療救護活動（評価結果は 2-5② に記載）

## ⑦被災地域の感染症予防等の防疫活動

- ・自然災害発生後に、被災地域における感染症の予防及び拡大を抑えるため、予防知識の啓発や感染症の発生状況の動向調査を行い、必要と認めたときは健康診断の勧告を行うなど、迅速かつ的確な防疫活動及び保健活動を行う必要がある。

#### ⑧下水道施設の地震対策等

- ・地震発生後に、被害が最小限となるように策定された下水道総合地震対策計画に基づき、下水道施設の耐震化を計画的に推進する必要がある。
- ・災害用トイレ基本方針に基づき、指定避難所である小中学校等にマンホールトイレを整備する必要がある。

### 2-7

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

#### ①下水道施設の地震対策等（評価結果は 2-6⑧ に記載）

#### ②被災地域の食品衛生監視活動（評価結果は 2-6② に記載）

#### ③被災地域の感染症予防等の防疫活動（評価結果は 2-6⑦ に記載）

#### ④災害応急給水体制の整備

- ・自然災害発生後の水道断水地域において、応急給水等により速やかに水の提供を行えるように備える必要がある。

#### ⑤地域との連携による応急給水体制の整備（評価結果は 2-1⑧ に記載）

#### ⑥避難所の確保と運営体制の確立（評価結果は 2-1⑨ に記載）

#### ⑦避難所（小中学校施設）における生活環境の向上

- ・自然災害発生時に、地域住民の避難所となる小中学校施設について、良好な避難所環境を提供するため、施設の整備を行う必要がある。

#### ⑧福祉避難所の確保（評価結果は 2-1⑩ に記載）

#### ⑨被災者の心のケア対策

- ・自然災害発生時の恐怖や避難所での厳しい生活等により、多くの被災者が強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスやPTSDの症状に襲われる恐れがあるため、こころの健康に関する相談体制を整備する必要がある。

#### ⑩被災者の生活再建のための措置

- ・大規模自然災害時に、被災者に対し、迅速な支援ができるようにしておく必要がある。

⑪被災者の巡回健康・栄養等相談等

- ・自然災害発生後に、避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、避難所、福祉避難所等において、保健師等による巡回健康・栄養相談、訪問指導、健康教育等の実施体制を確保する必要がある。

⑫愛護動物の救援

- ・自然災害発生後に、飼い主がわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護等を図るため、関係機関と連携する必要がある。

⑬応急仮設住宅の早期供給や被災住宅の応急修理

- ・被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について、大阪府と連携して、「みなし仮設」となる民間住宅の借り上げ等、速やかに確保する必要がある。
- ・災害救助法に基づく被災住宅の応急修理の支援を行う必要がある。

⑭住宅関連情報の提供

- ・大規模自然災害発生後、応急入居に関する情報、住宅建設や応急修理に関する情報を市民に周知する必要がある。

⑮災害時の情報収集・共有（評価結果は 2-1⑦ に記載）

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1

市役所機能の機能不全

①高槻市災害等応急対策実施要領の改訂と運用

- ・事前防災体制の確保から発災後の初期段階の対応方針を定めた「高槻市災害等応急対策実施要領」について、訓練及び各種災害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて改訂を実施し、運用していくことが必要である。

②業務継続計画及び受援計画の運用

- ・大規模自然災害発生時において実施すべき非常時優先業務を選定し、災害直後から市役所として必要な行政機能の維持と市民サービスに努めるため、業務継続マネジメントを推進することが必要である。また、迅速な応援要請と円滑な受援体制を構築するための受援計画を策定し運用する必要がある。

③防災協定等の整備

- ・府外も含めた市町村間の相互応援体制を強化し、迅速かつ効果的な災害応急対策等が実施できるよう民間事業者とも防災協定を締結するなど、被災者支援に厚みある活動が行えることが必要である。

④災害対策本部のマニュアルの充実及び職員の災害対応能力の強化

- ・災害発生時に迅速かつ的確な災害対応が行えるように、各対策部においてマニュアル等を整備し、訓練や研修等を通じて、災害対応に対する意識や対応力の向上を図る必要がある。

⑤発災後の緊急時における財務処理体制

- ・自然災害発生後、停電等が発生し、財務会計システムや関係システム又は庁内ネットワークが停止した場合においても、緊急を要する支払等の財務処理が行える体制を確保する必要がある。

⑥市有建築物の耐震化（評価結果は 1-1① に記載）

⑦災害時の情報収集・共有（評価結果は 2-1⑦ に記載）

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

①庁舎・消防庁舎の非常用発電設備整備

- ・停電発生時でも72時間程度は最低限必要な非常用電源を確保し、行政機能が麻痺しないようにする必要がある。
- ・災害時の活動拠点である消防署所の非常用発電設備を整備しておく必要がある。

②災害時の情報収集・共有（評価結果は 2-1⑦ に記載）

③防災行政無線の整備

- ・防災行政無線の屋外拡声子局から災害時の緊急情報等を発信したり、電話応答サービスや市ホームページ、防災ツイッターなど複数の手段を用いて情報提供を行い、市民自らが情報を取得できるようにする必要がある。

#### 4-2

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

##### ①在住外国人や外国人旅行者への防災情報や生活情報の提供

- ・大規模自然災害発生時に、在住外国人の安全を確保するため、災害時に必要とされる各種情報の充実に取り組む必要がある。

##### ②災害時の市民への広報対策

- ・大規模自然災害発生後に、市民が必要とする防災情報を伝えるため、ホームページや報道機関への情報提供などを通して、正しい情報を迅速に発信することが必要である。

##### ③雨量水位テレメータの整備（評価結果は 1-3⑤ に記載）

##### ④災害時の情報収集・共有（評価結果は 2-1⑦ に記載）

##### ⑤防災行政無線の整備（評価結果は 4-1③ に記載）

##### ⑥風水害・土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断・伝達 （評価結果は 1-3⑩ に記載）

### 5. 経済活動を機能不全に陥らせない

#### 5-1

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

##### ①事業継続力支援強化計画の策定（評価結果は 2-4③ に記載）

##### ②道路の無電柱化（評価結果は 2-1⑫ に記載）

##### ③沿道建築物の耐震化（評価結果は 2-1⑬ に記載）

##### ④道路橋梁の耐震化（評価結果は 1-1③ に記載）

5-2

太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、物流・人流への甚大な影響

① 広域幹線道路ネットワーク等の整備

- ・都市部における交通渋滞を緩和し、都市の経済・産業活動を活性化するとともに、代替性を確保した広域的な幹線道路や市内の交通ネットワークの利便性を高めるため、幹線道路等の整備を促進する必要がある。

② 都市計画道路の整備 （評価結果は 2-1③ に記載）

③ 道路の新設、改良、拡幅 （評価結果は 2-1④ に記載）

④ 道路橋梁の耐震化 （評価結果は 1-1③ に記載）

⑤ 道路の無電柱化 （評価結果は 2-1⑫ に記載）

⑥ 沿道建築物の耐震化 （評価結果は 2-1⑬ に記載）

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1

電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

① ライフラインの確保等

- ・大規模自然災害が発生した場合に、ライフラインに関わる事業者と連携し、迅速かつ的確に応急復旧を行うことが必要である。

6-2

上水道等の長期間にわたる供給停止

① 代替水源の確保

- ・異常渇水等に対応し、水利調整による緊急水源の確保や、雨水・地下水等の有効活用による確保に努めることが必要である。

② 水道施設の耐震化や計画的更新 （評価結果は 2-1⑥ に記載）



③ 水道BCPの運用

- ・水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであるため、災害時にもその機能の維持または早期回復を図る必要がある。

6-3

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ①し尿及び浄化槽汚泥の適正処理（評価結果は 2-6⑤ に記載）
- ②下水道BCPの運用（評価結果は 2-6① に記載）
- ③下水道施設の地震対策等（評価結果は 2-6⑧ に記載）
- ④下水道施設の老朽化対策（評価結果は 1-3③ に記載）

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1

地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- ①防火地域等の指定促進（評価結果は 1-2① に記載）
- ②消防用水の確保対策（評価結果は 1-2② に記載）
- ③救急救命士の養成・能力向上（評価結果は 1-2③ に記載）
- ④消防団の活動強化（評価結果は 1-1⑩ に記載）
- ⑤空家等の対策（評価結果は 1-1⑰ に記載）
- ⑥防災拠点と広域避難地等の確保（評価結果は 1-2⑥ に記載）
- ⑦「避難行動要支援者」支援の充実（評価結果は 1-1⑪ に記載）
- ⑧市民の防災意識の向上（評価結果は 1-1⑮ に記載）
- ⑨市町村消防の広域化（評価結果は 1-2⑧ に記載）

7-2

沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

- ①民間住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等撤去の促進  
(評価結果は 1-1④に記載)
- ②道路施設の長寿命化 (評価結果は 2-1② に記載)
- ③都市計画道路の整備 (評価結果は 2-1③ に記載)
- ④道路の新設、改良、拡幅 (評価結果は 2-1④ に記載)
- ⑤道路橋梁の耐震化 (評価結果は 1-1③ に記載)
- ⑥水道施設の耐震化や計画的更新 (評価結果は 2-1⑥ に記載)
- ⑦下水道施設の地震対策等 (評価結果は 2-6⑧ に記載)

7-3

ため池等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

- ①ため池の防災・減災対策 (評価結果は 1-3⑧ に記載)

7-4

有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

- ①事業所からの化学物質の流出防止
  - ・大規模自然災害時には、有害物質の環境への流出による周辺住民の健康被害や大気・水質、地下水などの環境汚染が懸念されており、地震発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出が原因となる二次災害を防止するため、事業者による環境リスク低減対策が必要である。
- ②有害物質（PCB）の適正処理
  - ・大規模自然災害に伴う建物の倒壊、火災、浸水などにより、有害物質の保管場所が破損及び流出する恐れがあり、法令に基づき事業者に対して有害物質の適正保管及び早期処理の指導が必要である。

### ③毒物劇物営業者における防災体制

- ・自然災害発生時に、貯蔵施設の破損等による周辺環境への漏洩等を防止するため、毒物劇物営業者に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物の適正な使用・保管管理、法令遵守を徹底するよう働きかける必要がある。

## 7-5

### 農地・森林等の被害による国土の荒廃

#### ① 農業基盤の保全

- ・農地・森林等の被害による国土の荒廃を防ぐため、被災農地・森林等の早期復旧、土砂災害対策、山地災害対策、森林整備などの施策が必要である。

#### ② 農道の整備 （評価結果は 2-1⑪ に記載）

#### ③ 森林の保全 （評価結果は 1-4③ に記載）

## 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1

#### 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

##### ①災害廃棄物の適正処理

- ・大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理体制の確保、他市と連携した広域的な処理体制の整備を図る必要がある。

##### ②生活ごみの適正処理

- ・被災地域の衛生状態を維持するため、生活ごみの処理が適正に行われるよう、事業者等と連携して施設を適切に維持管理するとともに、関係機関との支援体制を確立する必要がある。

##### ③災害ボランティア対策

- ・家庭等から災害廃棄物を早期に搬出するためには、災害ボランティアによる支援が不可欠である。災害発生時に、ボランティアの受入及び派遣を円滑に行えるよう体制を整備する必要がある。

8-2

復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

① 震災後の復興都市づくりにおける人材育成

- ・復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態を防ぐため、復興都市づくりにおける人材育成等を行う必要がある。

② 罹災証明書の発行

- ・大規模自然災害発生時、速やかに住家の被害状況に応じて罹災証明書を発行することにより、早期に復旧できるよう支援する必要がある

③ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備（評価結果は 1-1⑦ に記載）

8-3

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

① 被災者の生活再建のための措置（評価結果は 2-7⑨ に記載）

② 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発

- ・貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・喪失を回避するため、文化財の防災対策を文化財の所有者・管理者に実施するよう働きかける必要がある。
- ・文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、災害発生時に人的被害を軽減するため、施設内での速やかな災害情報の伝達や、避難誘導、消火などを遅滞なく行うための訓練等を実施するよう働きかける必要がある。

8-4

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

① 地籍調査(都市部・山林)

- ・大規模自然災害時に、建物の全壊被害が発生し官民境界等が不明となれば、被災者の生活、被災したまちの円滑かつ迅速な再建・回復に支障をきたすことが想定されるため、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復元性のある地図の整備に向けた、地籍調査を推進する必要がある。